

## 国の行政機関におけるパーキング・パーミット制度への登録に関する情報収集結果

令和5年12月  
総務省東北管区行政評価局

### 1 制度の概要

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）では、車椅子使用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮に努めること等が国の責務とされており、地方公共団体は国の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等とされている。
- 車椅子使用者用駐車施設等の利用者への配慮については、利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するという地方公共団体独自の制度である「パーキング・パーミット制度」（図1参照。以下「制度」という。）が平成18年に佐賀県で導入されて以降、現時点において42府県において導入されている。国土交通省は、平成22年度に「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究」の中で、当該制度については、比較的低コストで、緩やかな制度として不適正利用を防止する仕組みとして一定の評価ができる方策であり、地域の実情に応じた地方公共団体での検討を促すべきであるとしている。

図1 車椅子使用者用駐車施設及び利用証



(注) 「パーキング・パーミット制度事例集」（平成31年3月 国土交通省総合政策局）から抜粋

- 平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（ユニバーサルデザイン関係閣僚会議決定）において、「障害者等用駐車スペースの適正利用に有効性が期待されるパーキングパーミット制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる」こととされ、多くの府県において導入されてきたことから、国土交通省は、平成29年に「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」を開催し、同制度の導入状況や課題を取りまとめた。同検討会の取りまとめでは制度を導入している地方公共団体のうちの約9割において、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用が促進されたと回答して、ほとんどの地方公共団体において制度の効果があつたとしており、制度に関する事例集やパンフレットを作成し、制度導入済みの地方公共団体と連携して未導入の地方公共団体の導入に向けた機運の醸成が必要と考えられる等としている。また、車椅子使用者用駐車施設等の適

正利用について、国民の理解と協力を求める普及活動を引き続き推進していくことが考えられるとしている。

- これを受け、国土交通省では、平成30年度に「パーキングパーミット制度の導入促進に向けた障害者等用駐車区画の適正利用に関する検討会」を開催し、平成31年3月、新たに制度を導入することを検討する場合や、既に制度を導入している地方公共団体においても更なる制度の改善を図る場合等、適正利用を推進する際に参考となるものとして、「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」(国土交通省総合政策局安心生活政策課)を作成・公表している。
- また、国土交通省は、令和3年度に、共生社会における移動環境を確保するための基本的インフラの一つとなっている車椅子駐車施設の適正利用について、ハード・ソフトの両面から今後の施策の在り方について検討するため、「車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」を開催し、中間整理において、制度については、引き続き、地域の実状に応じた制度運用を前提としつつ、車椅子利用者用駐車施設等の利用対象者の考え方等を含む制度運用の在り方を、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関する指針として取りまとめること等とされた。こうした背景を受け、国土交通省は、令和4年度に、障害者団体や地方公共団体のほか、関係省庁等も参画の上、「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会」を開催し、令和5年3月に「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」を作成・公表している。同ガイドラインでは、制度に係る正しい認知、理解が不十分であることが課題の一つとしており、同制度を導入することで、公的な利用証の交付により車椅子利用者用駐車施設等の利用対象者が明確化され、不適正利用の減少や、対象区画の利用環境改善等の一定の効果が認められるため、引き続き、地域の実情等に応じ、同制度の導入促進・普及啓発も含めた適正利用の推進が求められるとされている。

なお、国土交通省では、ポスター、チラシをショッピングセンター、道の駅、高速道路会社、地方公共団体等に配布する等により、車椅子利用者用駐車施設等を含めた高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する普及啓発等を実施している。

## 2 調査結果

### (1) 東北管内等における制度への登録状況

当局の行政相談に、障害のない人が車椅子駐車場等に駐車しているケースがあるので、真に必要な人が利用できるようにしてほしいとの要望があった。

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用については、制度が有効であるとされていることから、制度を導入していない青森県を除く東北5県（岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）において、まずは、業務の実施状況の評価及び監視を行うことができる国の行政機関の庁舎の車椅子使用者用駐車施設について、制度への登録状況を調査したところ、令和4年7月1日現在で、協力施設数は42施設であった。

また、東北以外の府県における国の行政機関の登録状況を各府県のホームページで確認したところ、必ずしも全ての国の行政機関の登録がされているわけではないことが分かった。

### (2) 各行政機関への周知

当局において、制度に登録していない施設管理者に電話連絡等も含めた手段により情報収集したところ、施設管理者では、制度の内容、登録の際の連絡先、施設として対応すべき事項、費用負担等の情報を求めていたことから、これらの情報を図2のとおり取りまとめ、令和4年8月、東北5県のブロック単位機関（例：国税局）及び県単位機関（例：労働局）に対して提供し、管轄下の機関を含め周知するよう、メール等をお願いするとともに、合同庁舎に対しても管理官署にメール等をお願いした。

その結果、令和5年10月1日現在で、登録施設数が189（登録予定の72施設を含む。）と増加し、上記のように施設管理者が求める情報を整理し、周知することで、登録が促進される可能性があることが分かった。

## 図2 各行政機関への周知文（東北5県）

### 1 制度概要

国は、障害者、高齢者等の安全・安心な生活の実現を図るため、ユニバーサル社会実現推進法※1に基づき、様々な施策を推進しており、パーキング・パーミット制度※2の普及促進もこれらの施策の一つとして位置付けられている。

パーキング・パーミット制度は、全国で41府県、東北では青森県を除く5県で導入されている。

令和4年7月1日現在、東北5県の協力施設は、合計3,682施設（うち国の庁舎42施設）で、ステッカー・ポスターの掲示、チラシの設置等により制度の周知啓発に協力している。

また、令和3年4月1日施行の改正バリアフリー法※3により、高齢者、障害者等が車椅子使用者用駐車施設等のバリアフリー施設を円滑に利用するために必要となる配慮をするよう努める旨が、国、施設設置管理者等の責務に追加された。

※1「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）」

※2 施設管理者の協力（協力施設）のもと、当該施設の車椅子使用者用駐車施設等について、条件に該当する利用対象者が共通に使用できる利用証を交付する制度

国土交通省の「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」に係る取組

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html))

※3「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」。法改正に伴う「車椅子使用者用駐車施設等の利用マナー啓発キャンペーン」には、パーキング・パーミット制度の周知啓発も含まれている ([https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000276.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000276.html))

### 2 パーキング・パーミット制度を運用する自治体の意見

東北でパーキング・パーミット制度が導入されている5県から、意見を聴取した結果（要約）は次のとおり。

- 車椅子使用者用駐車施設の不適正利用の防止に関しては、ハード対策には限界があるほか、罰則の制定等が難しいことから、市町村、施設管理者（協力施設）等の協力を得ながらパーキング・パーミット制度の適正な運用と周知啓発に取り組んでいる。
- 不特定多数の利用が見込まれる車椅子使用者用駐車施設等が設置されている施設は、協力施設に登録し制度の周知啓発に協力してほしい。
- 制度を担当する人員が限られていることや予算上の制約もあって、制度の周知啓発、協力施設の募集に苦慮しており、国の施設等に協力していただければ、制度の更なる普及促進の良い機会となるものと考えられ大変ありがたい。

### 3 検討に当たっての参考事項（5県からの情報収集結果。県により取扱いが異なる場合あり。）

#### ○ 協力施設の要件

車椅子使用者用駐車施設等※が設置されている施設

※「車椅子使用者用」は、5県共に幅3.5m以上。

幅3.5m未満の妊婦、高齢者等用の区画も設置するダブルスペースを取り入れている秋田県及び宮城県は、次の区画も対象。両県は、可能な限りダブルスペースの設置を希望。

- ・ 秋田県：「障害者等用駐車区画」幅2.1m以上3.5m未満
- 宮城県：「ゆずりあい区画」2.5m程度

## ○ 協力施設における対応の例

- ・ 対象区画であることを示す案内標示※の掲示

※ 県から提供されるステッカーを対象区画の柱・壁、看板・スタンドプレート、三角コーン等に貼り付ける（掲示）など。なお、場所に制限がある場合は、可能な範囲で見やすい場所に掲示する。

- ・ ポスターの掲示、チラシの設置等による制度の周知啓発
- ・ 利用証の掲示がない状態で対象区画を利用している車両を発見した場合に制度周知チラシをワイパーに挟み込むなどの適正利用の案内（警備員や指導員などの要員配置までお願いしている県はない。）

## ○ 費用等の負担

対象となる車椅子使用者用駐車施設等が既に設置されている場合、ステッカー、ポスター等は、各県から送付されるのでほとんど生じない（チラシ印刷費用は協力施設負担の場合あり）。

なお、ステッカーを貼り付ける柱・壁、看板・スタンドプレート、三角コーン等がない場合は、三角コーン等の購入費用が生じる場合あり。また、山形県及び福島県は、車体用スペースへの青色カラー塗装をお願いしている。青色カラー塗装には、数万円程度必要であり、登録後、予算措置ができた場合に実施しているケースもある（県と相談の余地あり）。

ちなみに、協力施設になっている国の機関の一部に確認した結果、人的・金銭的に大きな負担が生じたことはないとしている。

参考：「パーキング・パーミット制度事例集 ～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～（平成31年3月国土交通省総合政策局安心生活政策課）」（<https://www.mlit.go.jp/common/001285172.pdf>）の9ページで「床面を青色に塗装した事例」が紹介されている。

## ○ 協力施設の登録手続

各県ホームページの制度案内・協力施設の募集等に係るURLに掲載されている登録届出書等により手続できる（資料3、4参照）。

5県共に、事務手続を効率的に進めるため、県単位での登録（同一県内で複数の施設を登録する場合、同一の登録届出書等による一括登録）を希望している。

ステッカー等の送付先について、「代表施設への送付」の選択欄は、秋田県以外には設けられていないが、5県共に「代表施設への送付」の方がありがたいとしている。

## ○ 警備員が配置されている場合

協力施設に登録していただきたい。

制度の周知啓発が課題である。協力施設におけるステッカー、ポスター、チラシ等による制度の周知啓発により、不適正利用の防止が期待できる。

（県がお願いしたが、警備員の配置を理由に協力していない公的施設あり）

**資料1**

**「令和3年度 第1回希望郷いわてモニターアンケートひとにやさしいまちづくりに関する意識調査結果（令和3年8月 岩手県保健福祉部地域福祉課）」**

問い	調査結果
問 15 公共的施設には、車椅子を使用される方や様々な状況で歩行が困難な方向けに「車椅子駐車区画」が設けられています。最近の車椅子駐車区画の一般的な利用状況について、どのように感じていますか。	「歩行困難者以外の方が多く利用（支障あり）」と回答した割合は、「歩行困難者とそのほかの方も利用」と回答した割合と合わせて、6割以上の方が、歩行困難者以外の方の利用があるとされている。
問 16 車椅子駐車区画を車椅子使用者や高齢者、障がい者、妊婦等歩行困難な方が支障なく利用できるようにするには、どのようにしたら良いと思いますか。	令和2年度に引き続き、利用証制度等の普及啓発と、車椅子駐車区画利用対象者の説明看板の設置を求める声が多い。

（注）詳細は、次のURLで確認できる。

[https://www.pref.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/043/267/r3a1.pdf](https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/043/267/r3a1.pdf)

また、福島県が、制度を導入してから約3年後に実施した調査においても同様な結果となっている。

**「平成24年度おもいやり駐車場利用実態調査結果（福島県）」**

区 分		該当数・割合（台、％）
利用対象外（不適正利用）		86（44.8）
利用対象	利用証あり	88（45.8）
	利用証なし	18（9.4）

（注）詳細は、次のURLで確認できる。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/44665.pdf>

**「平成24年度おもいやり駐車場利用制度に関する協力施設管理者アンケート調査結果（福島県）」及び「平成24年度おもいやり駐車場利用制度に関する利用者アンケート調査結果（福島県）」**

区分	課題（県に求める取組）	回答者割合（％）
協力施設	PRの強化	92.9
利用者	健全者の意識・モラルの向上	50.0
	協力施設を増やす	15.0
	制度の広報	12.0
	車いす使用者用駐車スペースを増やす	10.0
	利用証取得の徹底	10.0

（注）詳細は、次のURLで確認できる。

協力施設 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/44662.pdf>

利用者 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/44657.pdf>

資料2

東北地方におけるパーキング・パーミット制度の導入状況・協力施設数

導入 時期	県名	パーキング・パーミット制度名	協力施設数（単位：施設）	
				うち国施設
H19.06	山形県	山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度	638	13
H21.07	福島県	おもいやり駐車場利用制度	1,239	11
H22.04	岩手県	ひとにやさしい駐車場利用証制度	511	18 (30)
H28.10	秋田県	障害者等用駐車区画利用制度	691	0
H30.09	宮城県	宮城県ゆずりあい駐車場利用制度	603	0
未導入	青森県	—	—	—
計		—	3,682	42

- (注) 1 本表は、令和4年7月1日現在の各県ホームページの掲載資料から作成した。
- 2 国施設数には、独立行政法人、特殊法人等は含めていない。
- 3 岩手県の「うち国施設」欄の（ ）内は、協力施設が合同庁舎の場合、入居官署をそれぞれ1施設として計上した延べ数である。
- ちなみに、単独庁舎15+合同庁舎3=18、単独庁舎15+合同庁舎入居官署15=30

## 資料3

## 各県ホームページにおける制度案内・協力施設の募集等及び担当・電話番号・メールアドレス

県名	制度案内のタイトル (協力施設の募集等のタイトル) 【登録届出書等の名称】	左の URL (募集等に係る URL)
	担当・電話番号・メールアドレス	—
山形県	山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度 (山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度に施設管理者の皆様のご協力をお願いします) 【身体障がい者等用駐車施設利用証制度協力申出書】	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/090014/kenfuku/shogai/shien/shienservice/shisetsuriyoushou/parking.html">https://www.pref.yamagata.jp/090014/kenfuku/shogai/shien/shienservice/shisetsuriyoushou/parking.html</a> ( <a href="https://www.pref.yamagata.jp/090014/kenfuku/shogai/shien/shienservice/shisetsuriyoushou/parking_manager.html">https://www.pref.yamagata.jp/090014/kenfuku/shogai/shien/shienservice/shisetsuriyoushou/parking_manager.html</a> )
	担当：山形県 健康福祉部 地域福祉推進課 TEL：023-630-2268 FAX：023-632-8176 ychiikifukushi@pref.yamagata.lg.jp	—
福島県	おもいやり駐車場利用制度 (協力施設を募集しています。) 【おもいやり駐車場利用制度協力申出書】	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/omoiyarityuushajou-sedo.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/omoiyarityuushajou-sedo.html</a> (同上)
	担当：福島県 保健福祉部 障がい福祉課 TEL：024-521-7170 FAX：024-521-7929 shougai-fukushi@pref.fukushima.lg.jp	—
岩手県	ひとにやさしい駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度) について (施設管理者の方へのお願い) 【岩手県車椅子使用者用駐車施設協定締結申出書】	<a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikanyou/fukushi/chiiki/machizukuri/1003538/1003539.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikanyou/fukushi/chiiki/machizukuri/1003538/1003539.html</a> ( <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikanyou/fukushi/chiiki/machizukuri/1003538/1003540.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikanyou/fukushi/chiiki/machizukuri/1003538/1003540.html</a> )
	担当：岩手県 保健福祉部 地域福祉課 TEL：019-629-5481 FAX：019-629-5429 AD0004@pref.iwate.jp	—
秋田県	「障害者等用駐車区画利用制度」について (障害者等用駐車区画の設置について) 【障害者等用駐車区画利用制度協力届出書】	<a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/20880">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/20880</a> (同上)
	担当：秋田県 健康福祉部 地域・家庭福祉課 TEL：018-860-1342 FAX：018-860-3844 chifuku@pref.akita.lg.jp  ※ 現在は、秋田県 健康福祉部 障害福祉課が担当。 TEL：018-860-1331 FAX：018-860-3866 shoufuku@pref.akita.lg.jp	—
宮城県	宮城県ゆずりあい駐車場利用制度について (施設管理者の皆様へ) 【宮城県ゆずりあい駐車場利用制度協力施設登録届出書】	<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/parking.html#:~:text=1">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/parking.html#:~:text=1</a> (同上)
	担当：宮城県 保健福祉部 社会福祉課 TEL：022-211-2519 FAX：022-211-2594 syahukc@pref.miyagi.lg.jp	—



**資料4**

**協力内容に係る掲載**

県名	協力内容に係る掲載
山形県	<p><b>【ご協力をお願いする事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 案内表示の掲示</li> <li>○ 利用証の表示のない車に対する指導</li> <li>○ 制度の周知 など</li> </ul> <p>※ 車いす使用者用駐車施設であることを明確にするため、車体用スペースに青色でカラー塗装して下さるようお願いします。</p>
福島県	<p><b>【協力内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場へのステッカーの表示</li> <li>○ 利用証のない車への対応（声かけ、案内文書の配布）</li> <li>○ 事業内容の周知（ポスターの掲示、チラシの設置）など</li> </ul> <p><b>【さらに望ましい基準】</b></p> <p>車いす使用者用駐車施設であることを明確にするために、車体用スペースにカラー塗装を行うこと。国際シンボルマークによる塗装を行う場合、色は原則として青地に白マークとし、明確な対比を行うこと。</p>
岩手県	<p><b>【協力施設の皆様をお願いしたいこと】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専用の案内表示の掲示 県から送付する案内表示（ステッカー（A3）、三角コーン用カバー）の掲示 ※ 案内表示は県から無償で提供します。劣化などの場合は、新しい案内表示をお送りします。</li> <li>○ 駐車場の管理 利用証を持つ方の専用駐車場として運用できるよう、来訪者に対して周知を図っていただきます。通常の施設管理の一環として行うものであり、警備員や指導員など要員配置を義務付けるものではありません。利用証を持たずにひとにやさしい駐車場を利用する方へのご案内にご活用ください。</li> </ul>
秋田県	<p><b>【障害者等用駐車区画の設置に伴う施設等管理者の皆様へのお願い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「障害者等用駐車区画」の確保をお願いします <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅 3.5m以上の「車いす使用者用駐車施設」を「障害者等用駐車区画」として位置付けをお願いします。</li> <li>・ 新たに、歩行困難な者のために設けた幅 2.1m以上 3.5m未満の駐車区画を「障害者等用駐車区画」として確保をお願いします。</li> </ul> </li> <li>○ 確保した「障害者等用駐車区画」の届出をお願いします <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確保した「障害者等用駐車区画」について「障害者等用駐車区画利用制度協力届出書」に記載し、県地域・家庭福祉課への提出をお願いします。</li> </ul> </li> <li>○ 「障害者等用駐車区画」の標示をお願いします <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記届出後、県が発行する「標示ステッカー」等を利用し、現地駐車区画に「障害者等用駐車区画」である旨の標示をお願いします。 ※ 標示ステッカーA2版（大）、A3版（小）の2種類を配布します。また、御要望により任意の標示物作成に使用できる画像データを配布します。 ※ 配布する標示ステッカーは、市販のカラーコーン等に巻いた状態で貼り付けることを想定しています。</li> </ul> </li> </ul>
宮城県	<p><b>【協力いただく事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象区画の設定 本制度の運用にあたっては、対象となる駐車区画が不可欠となっております。対象区画は「車いす使用者優先区画」と「ゆずりあい区画」の2種類があり、可能な限り両方の設定をお願いします。</li> <li>○ 案内標示の掲示 協力の届出を確認後、県から案内標示物（ステッカー）を郵送で配布いたします（※）ので、対象区画に当該標示物を掲示して、制度の対象となる駐車区画であることを標示してください。 ※ ステッカーの送付にあわせて啓発ポスターを送付いたしますので、施設内において掲示いただくなど、制度の周知啓発についても御協力をお願いいたします。</li> <li>○ 対象区画の適正利用案内 利用証の掲示がない状態で対象区画を利用している車両を発見した場合は、制度周知チラシをワイパーに挟み込むなど、対象区画の適正利用についての案内を行うなどの御協力をお願いします。</li> </ul>

### 3 まとめ

今回、当局が把握した実態に合わせて、制度の概要や費用負担など施設管理者の疑問点を整理し、東北5県の国の各行政機関に提示したところ、制度への理解がなされ、登録が促進される可能性があることが確認できた。また、ホームページで確認した限りにおいては、東北以外の地域についても、必ずしも全ての国の行政機関が制度登録されているわけではないことから、東北5県同様に、当局から情報提供することで、登録が進む可能性があると考えられる。

また、制度を導入している県からは、「担当する人員が限られていることや、利用証の作成や広報に要する予算に制約もあって、制度の周知啓発、協力施設の募集に苦慮しているため、国の施設等には自主的に協力してもらいたい」との意見もあった。

このため、当局としては、行政相談にあった「障害のない人が車椅子駐車場等に駐車しているケースがあるので、真に必要な人が利用できるようにしてほしい」とのことが少しでも改善されるよう、東北以外の国の行政機関に同様の方法で周知を行い、制度の登録をお願いすることとする。